

「99%のための経済政策フォーラム」 主催 第6回学習会

講師 岡田俊明(税理士・元国税税調査官・元青山学院大学大学院招聘教授)

2019年10月24日 衆議院第一議員会館 多目的ホール

社会保障財源を生み、格差を是正し、消費と景気を拡大する

公平・公正な税制とは

<概要と質疑応答>

目次

I 講演の概要P1
II 付録 財源(増収)試算を検証するP10
III 質疑応答P15

(全編を通じて要約や編集していますので文責は編集者にあります)

I 講演の概要

1. 社会保障と税について

「福祉国家」のもとでは、政府は貧富の差の拡大を応能負担原則による税制で財源をつくり、所得の再配分を実現しなければならない。そして、国民の「健康で文化的な最低限の生活」(憲法25条)を支える諸政策を行おうとする社会的な政策が実行されねばならない。しかし、現在進行しているのは、「自立・自助・共助」の政策であり、さらにいっそう「自助」に傾きつつある。

2. 旧民主党政権下での「税と社会保障の一体改革」

「一体改革」には、はじめから社会保障の改悪メニューが並べられていた。①年金の削減や支給先細りや②外来受診の度に定額負担させる制度の導入、③70～74歳の窓口負担の倍加、④介護給付や生活保護の抑制、⑤保育の公的責任の放棄等々であった。

当時、厚労省が「一体改革」の中身を具体化すればするほど、社会保障の切り捨てが浮かび上がった。このような社会保障改悪のオンパレードと消費税の増税を「一体」で実行するやり方は過去にも例がない内容であった。

なお、増税の目的は、社会保障(子育て、医療、介護、年金)の財源確保とその費用に充てられている借金返済のためとされたが、使い道を社会保障に限定することで、増税への抵抗感を和らげる狙いがあったと

される。

民自公三党による「社会保障制度改革推進法」が2012年8月22日に成立したが、その後、民主党政権は総選挙で大敗し自民党政権復活への道を開いた。

3. 自公政権下の「税と社会保障の一体改革」

その推進法の下で、「社会保障制度改革国民会議」が発足し報告をまとめたのが、安倍政権復活後の2013年8月、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が12月に強行採決された。この基本は「自助・自立のための環境整備」であった。

4. 税制と社会保障システムとの関係

1) 共通するもの

- ①家計所得をより規則的に安定的にする。
- ②水平的不公平を改善する。
- ③移転支出及び税の累進的分配によって所得の不公平を減らし、最低所得を保障する。

2) 税を媒介とする福祉給付

納税者個々の家族の状況など特性に関連した各種の優遇措置の規定が税法に存在する。

所得控除(雑損、医療費、社会保険料、寡婦(夫)、勤労学生、障害者、配偶者、扶養などの控除)と税額控除(住宅ローン控除)…。しかし、扶養控除で見れば、計算上その価値が所得に応じて増大する。しかも非課税者にその恩恵はない(編集者注 このところは、「所得控除」から「給付」へと税体系を変える必要性やベーシックインカムの根拠の一つとなっている)。

3) 日本の税と社会保険料の混合システムがもたらす矛盾(編集者注 岡田講師の税制改革提案の重要な一つ)

両者は次のように錯綜している。

児童…児童手当と扶養控除

母子世帯…児童扶養手当と寡婦控除・扶養控除

高齢者…老齢年金と公的年金・その他の所得控除

医療給付…社会保険と医療費控除

社会保障と税制における給付の総合的な効果は、税制における控除システムの逆進的性格によって強く影響される。

たとえば…

①児童と学生を扶養する世帯の場合 扶養控除の価値は2.4兆円(1982年推計)。税の扶養控除の効果が支配的で、社会保障の効果を弱めている。

②家族介護世帯の場合 従来家族支援の所得保障政策は、税の所得控除を通じて行われてきた。

同居特別障がい者控除(75万円) + 扶養控除(同居老親:58万円) = 133万円…在宅ケアへの援助の意味。これを寝たきり老親介護世帯への援助の場合で税額軽減額を推計すると

所得が平均(282万円)の1/2の世帯 → 66,500円

所得が平均の4倍の世帯 → 438,900(上記の6.6倍となる)

この所得控除による税額軽減の逆進性の問題を解決するためには、所得税と社会保障の機能を分離して、所得控除による福祉給付を廃止して、児童手当、年金給付、住宅給付などをニーズの高いグルー

プに、より大きく給付するようにシステムを改革するべきである

5. 税と社会保障の国民負担率 (国民所得に対する国民全体の租税負担と社会保障負担の

合計額の比率)が低くても、還元率も低い (編集者注 講師の重要な問題提起である)

国民負担率の議論には、増税をもくろむ財務省が仕掛けた「詐称」が含まれている。

国民負担率が低いほど国民が幸せだとは限らない。負担だけでなく国民への還元比率も考えるべきである。

日本は、負担率も少ないが国民への還元比率も非常に少ない。税負担が大きいスウェーデンは同時に国民サービスへの還元率も非常に高い。20歳以下の医療費は完全無料、老後の年金額も多く、失業手当も手厚いから、多額の税金を取られてもそれに見合うだけの生活を送ることができる。

スウェーデンだけでなく、ヨーロッパ諸国は「高福祉・高負担」でありアメリカや日本は「低負担・低負担」であることが分かる。日本では負担分の約6割が国民に還元されている計算だが、ドイツでは74%、その他も軒並み日本より高い。消費増税で国民負担率は高まるが、財源不足の埋め合わせに過ぎず還元率は高まることはなく、庶民の損害は増え続ける。

国民負担率と還元率の国別比較 (%)

	日本	アメリカ	ドイツ	フランス	スウェーデン
国民負担率	39.5	34.9	52.4	61.2	64.8
還元率	24.0	17.1	38.8	38.8	41.5
還元/負担	60.8	49.0	74.0	63.4	64.0

6. 消費増税によって庶民が大企業、高所得者優遇の肩代わりをしている (編集

者注 講師は、ここでも不公平税制の問題点を提起している)

消費増税の裏で法人税の大減税が行われてきたことは、最近よく指摘されていることである。ところが、日本の法人の約7割が赤字であるから、特に中小零細企業には「減税の恩恵」はないことになる。つまり大企業減税となっており、その補填が消費増税によって行われているといえることができる。

所得税についても、所得階層ごとに負担割合を見ると、所得1億円までは(累進的ではないにしても)増加するが、1億円を超えると負担割合は低減していく。このような逆転現象は高所得者に偏った株式譲渡益や配当金について分離して低税率で課税されるためである。

それらはいずれ最近まで、10%という優遇された低税率であったが2014年から20%に引き上げられ、2015年からは所得税最高税率の5%引き上げや相続税所得控除の縮減、税率引き上げが行われたものそれら措置はむしろ現状が格差社会であることをウラづけている。

平成29年の年間所得70万円以下の数は、4,394,315人であり、年間所得200万円以下では11,248,875人で、申告総数21,946,363に対して51.26%に及ぶ。他方で所得金額が1億を超える数は急激に増加して2011年以降で1.82倍となっている現実がある。

7. 公正・公平な税金とは？ (編集者注 講師は、ここで公正税制改革のあるべき内容について提言する)

1) 租税の4機能

租税には次の4つの機能があり、マイナス機能を抑え正しく機能していなければならない。

① 公共サービスの調達機能

市場経済の下では調達困難なサービス(国防・裁判・警察・公共事業など)の提供のための費用を調達する。

② 所得の再分配機能

福祉国家の理念のもとに、持てる者から持たざるものへ富を再分配する機能

③ 投資意欲の阻害(マイナス面)

生産活動・労働意欲の阻害・消費意欲の低下など、経済のあるべき姿を歪めるマイナス効果

ケインズは特に、国府が著しく低下して景気が悪化している状況の中での増税による緊縮財政は極めて有害であるとした。

④ 景気の調整機能

累進課税を採用する租税が主要な財源を占めていると、所得の変動に応じた税率の変動により景気が自動的に調整されるという効果をもたらせる(スタビライザー機能)。

2) 堅持すべき制度内容。

応能負担原則

総合課税

累進課税

最低生活費の非課税

勤労所得の軽課

不労所得の重課

○ 景気が拡大し所得が増えれば税収はどのくらい増えるのか？ (税収の弾性値)

経済成長し、国内総生産(GDP)が1%変化し税収も1%変化すれば、税収弾性値は1となる。経済成長率も税収も安定していた1980年代は税収弾性値が1.2~1.4程度であったが、現在の弾性値は1強程度である。(編集者注:格差圧縮など富裕層でない層の所得が増え、消費と景気が拡大すれば、同じ比率で税収も増える可能性が高くなる。)

8. 進む政府の不公平税制化 (編集者注 講師は、ここで公平税制改革を主張する前に、ますます不公平税制化を

図る政権の数々の動きへの、なすがままにさせない抵抗を訴える。それにしても、税制そのもの、ましてこのように改悪の動きを私たち庶民はそして野党はどれだけ理解し把握し抵抗しているだろうか?)

1) 高額所得者の優遇をそのままにしながら高齢者の年金課税を増やし続けている

年金については、社会保険料として所得税の計算から控除されている上に、公的年金等控除が年金支給額から控除して所得計算するのは、二重控除だとする議論から出ている。

平成17年から老年者控除が廃止され、公的年金等控除額の引き下げがあった。当時、65歳以上で年間所得が1000万円以下であれば、一律50万円を所得から控除できる老年者控除が存在した。これが廃止され、さらに公的年金の受給額に応じて年金収入から控除できる公的年金等控除も、65歳以上の最低保障額が140万円から120万円に引き下げられたのである。

その結果、65歳以上の課税最低限は平成16年の約85万円が平成17年には約205万円まで引き下げられた。これが、世代間の不公平、高齢者間の不公平の是正とされ、「年金課税の適正化」などと呼ばれているが、一方ではるかに高額所得者を優遇する大きな不公平がそのままであるのが問題である。しかも今、政府がさらに新たに、年金課税の強化を検討していることを警戒しなければならない。

2) 庶民の所得控除額を減らす動きに抵抗を！

次に所得税への増税である。給与所得の計算は、「収入－必要経費＝所得」の計算でなく、あらかじめ決められた「給与所得控除額」を差し引いた計算を年末調整で行い、確定申告をしないで年間所得税を完結するという仕組みになっている。つまり、事務的には楽なのだが「申告権」を奪われている実態である。ところがその給与所得控除の額を減らすという動きがある。

現在給与所得控除は、年収180万以下は40%で最低65万円が保証されている。最高が年々下がってきているが、3) 収1000万円を超えると上限220万円とされている(2020年から年収850万円超は195万円となること決定済み)。1000万円超で22%の控除である。これをどこまで下げようとしているかという点、過去には10%という議論も出されたことがあり、労働者側が抵抗しないとそこまで増税されることが見えている。

3) 退職金控除を引き下げようとしている

加えて退職金への課税も狙われている。退職金控除は現在、勤続1年ごとに40万円が控除され、勤続20年を超えるとそれが70万円となり、例えば25年だと1150万円までの退職金は課税されない。これは同じ会社に長年働くことを前提とした仕組みだが、自公政権は雇用の流動化の足かせをとるという理由のもと、退職金控除額をもっと引き下げようとしている。

4) さらに、誰にでも保障される基礎控除についても改悪を企図！

昨年の税制改正で誰にでも保障されている基礎控除額38万円が、約20年ぶりに48万円に増額された。このこと自体は評価できる。ところが、給与所得控除を10万円下げるので労働者にとってはプラスマイナスゼロ(公的年金控除も10万円下げられた)となる。

また、年間所得が2500万円を超えると基礎控除額がゼロとなった。高額所得者についてのことだが、「基礎控除はだれにでも保障」という普遍性が失われた意味は大きい。

5) 消費税収が所得税収を上回り課税原則を逸脱する異常な機能不全事態

先述したように、徴税の確実性や便宜性は別として、租税の経済への阻害効果を防ぎ、所得の再分配機能と景気の調整機能を活用するには、直接税(納税義務者と負担者が同一。消費税は事業者が直接納入するが、建前上消費者から預かった税金を納税義務者が納付するから間接税とみなしてよい)中心の租税体系でなければならない。その租税原則に反し間接税である消費税が、今年の消費増税によって、ついに消費税収が所得税収を超えるとみられ、これは異常な姿で税金の所得再分配や景気調整機能を妨げるものであり大きな問題である。

9. 政府の税制改革の行方 (編集者注 講師は、上記のほか、政府側が企図する税制改革について取り上げる)

自公両党による与党税調で、次年度以降の課題として以下の点を検討しているので対応しなければならない。悪いことばかりではないが、ほんの口実程度であったりその穴埋めをする面が多いので関心と警戒を怠ってはならない。よい面は萎縮する必要がないので加速させねばならない。

- 1)年金課税の見直し(公的年金等控除の見直しなど年金課税のあり方の総合的検討)
- 2)金融所得課税のさらなる一体化
- 3)所得の種類に応じた控除と「人的控除」のあり方を全体的に見直す
- 4)「未婚の親」への税制上への対応の要否を2020年度税制改正で結論
- 5)経済の国際化・電子化への対応
- 6)自動車関係諸税の中長期的視点に立った検討
- 7)原料用石油製品の係る免税・還付措置の本則かは引き続き検討
- 8)事業税(事業所得に対し都道府県が課する税)における社会保険診療に係る実質的非課税措置等の検討
- 9)外形標準課税(法人の所得そのものでなく事業所の床面積や従業員数、資本金等など外観からの基準を課税ベースとして税額を算定する)については引き続き検討
- 10)ゴルフ場利用税は長期的に検討

10. 公平・公正税改革のありかた (編集者注 講師はここで、税制改革の重点項目を掲げる)

所得税の最高税率の変化

1953年	65%
1957	70
1962	75
1984	70
1987	60
1989	50
1999	37
2007	40
2015	45

法人税の基本税率の変化

1980年	40%
1981	42
1984	43.3
1987	42
1989	40
1990	37.5
1998	34.5
1999	30
2012	25.5
2015	23.9
2016	23.4
2019	23.2

現在の所得税の税率と控除額 (平成 31 年 4 月 1 日現在法令等/国税庁/平成 27 年分以降)

課税される所得金額	税率	控除額
195 万円以下	5%	0円
195 万円を超え 330 万円以下	10%	97,500 円
330 万円を超え 695 万円以下	20%	427,500 円
695 万円を超え 900 万円以下	23%	636,000 円
900 万円を超え 1,800 万円以下	33%	1,536,000 円
1,800 万円を超え 4,000 万円以下	40%	2,796,000 円
4,000 万円超	45%	

(注) 例えば「課税される所得金額」が 700 万円の場合には、求める税額は次のようになる。

$$700 \text{ 万円} \times 0.23 - 63 \text{ 万} 6 \text{ 千円} = 97 \text{ 万} 4 \text{ 千円}$$

※ 平成 25 年から令和 19 年までの各年分の確定申告においては、所得税と復興特別所得税(原則としてその年分の基準所得税額の 2.1%)を併せて申告・納付することとなる。

○直接税中心の税体系へ

ズバリ所得金額に対して、応能負担原則に基づいて課税される、というのが公平・公正である。

1) 所得税について

金融分離課税を廃止する。

45%の最高税率を引き上げる(1984年は75%であった)。

基礎控除を引き上げる。

2) 法人税について

比例税率を超過累進税率へ

法人税を基幹税にする

3) 消費税について

税率を引き下げるか、廃止する

4) 租税特別措置に見直しについて(編集者注 後掲の意見・質問で鋭く提起されているが、この点こそ大企業優遇の隠されがちな大きな問題点と思われる)

法人減税を元に戻すだけでなく、廃止あるいは見直すべき大企業を優遇する租税特別措置が余りにも多い。

例えば不公平税制をただす会の試算によると(後掲)、法人税率配分の適正化によって生じる税収は約10兆円だが、大企業優遇の租税特別措置の廃止もしくは是正することによってもたらされる税収は13.5兆円に達する。これは明らかに本末転倒で、本法である法人税法の働き

で十分な論議が行われずに実施されているものも多い。つまり、国益よりも「収益を少なく費用は多くして納税しようとする資本の論理」を正す必要がある。また租税特別措置には、時々政府の政見が恣意的に反映されるところも厳しくチェックさえなければならない。

11. 社会保障などの財源を生み出す公平・公正税制改革による

3つの財源試算

(編集者注 岡田講師は結論的に、「公平・公正改革によって生み出される3つの財源試算」について述べている。それらの財源は、大企業や富裕層を基盤とする現政権では、立場上到底生み出すことができず、庶民の代表である野党だけが増収可能なもので、私たちはここに社会保障と政治、国家の未来に明るい希望を見出すことができる)

現在、下記の通り、3つ有力な試算が存在する。

不公平税制是正による財源試算（国税）			
	国公労連19年	ただす会18年	日本共産党19年
法人税			
株式発行差金（プレミアム）非課税廃止	17,360	9,140	
受取配当益金不算入の廃止	49,666	67,061	
各種引当金・準備金の廃止			
返品調整引当金		100	
海外投資等損失準備金	928	724	
保険会社等の異常危険準備金	987	676	
原子力発電施設解体準備金（使用済燃料再処理準備金を含む）	66		
探鉱・海外探鉱準備金	1,152	3,100	
使用済燃料再処理準備金		4,417	
新幹線鉄道大規模改修準備金		401	
貸倒引当金の廃止	5,797		
特別償却、割増償却の廃止	362	9,657	
償却資産の耐用年数の適正化	16,023		
社会保険診療報酬の所得計算の特例		1	
新鉱床探鉱費等特別控除の廃止		66	
試験研究費の税額控除廃止	5,925	9,770	
エネルギー環境負荷推進設備等の税額控除の廃止		545	
外国子会社からの受取配当の益金不算入の廃止		25,719	
公益法人課税の適正化		-	
連結納税制度の廃止		3,976	
株式発行差金課税見直し	41,133		
大企業優遇税制の見直し（租税特別措置・配当益金不算入・連結納税など）			40,000
小計	139,399	135,353	40,000
所得税			
個人利子所得課税の是正（総合課税化）	2,839	138	
個人配当所得課税の是正（配当税額控除の廃止）		1,202	
個人配当所得課税の是正（総合課税化）	9,620	5,219	
給与所得控除の無制限制度の是正（上限年収1500万円）		-	
土地の譲渡所得の分離課税の是正	11,031	5,524	
有価証券譲渡益課税の強化（申告分離廃止）	6,683	6,851	
医師優遇税制の是正		250	
政治資金課税の是正		457	
住宅ローン減税制度の是正		6,210	
小計	30,173	25,851	
【税率配分の適正化】			
大企業からの（法人税率改定による）増収分		99,888	25,000
高額所得者からの（所得税率改定による）増収分		12,251	19,000
【新税創設】			
富裕税創設（相続税税率改定を含む）			11,000
為替取引税・環境税創設			16,000
【その他】			
被用者保険の上限引き上げ			22,000
合計	169,572	273,343	173,000
			（単位：億円）

編集者注 日本共産党の試算については、上記の表以外に「将来分を含めて」として、下記が存在するので掲示する。この表には、税増収以外歳出の浪費分として3兆円の増収がふくまれている。

社会保障の財源は、消費税に頼らず確保できる—日本共産党の財源提案(2017年10月4日)

税制改革等による財源確保の見込み額	
大企業優遇税制（研究開発減税などの租税特別措置・配当益金不算入制度・連結納税制度）の見直し（タックスヘイブン税制の強化を含む）	4.0兆円
法人税率引下げをやめ、中小企業を除いて安倍政権以前の水準に戻す	2.0兆円
株式配当の総合課税、高額株式譲渡所得の税率引上げなど富裕層への証券課税の強化	1.2兆円
所得税・住民税の最高税率を元に戻す、富裕層の各種控除の見直しなど	1.9兆円
富裕税の創設、相続税の最高税率を元に戻す	1.1兆円
被用者保険（厚生年金・健康保険など）の上限引上げ	2.2兆円
為替取引税・環境税など	1.6兆円
大型公共事業・軍事費・原発推進など歳出の浪費をなくす	3.0兆円
以上の合計（当面の財源）	17.0兆円
将来的には「応能負担」の原則に立ち、所得税の税率に累進的に上乘せ	6.0兆円
将来分を含めた合計	23.0兆円

いずれも、税項目別に細かく計算しているが、概ね次の点で共通している。

- 1)法人減税を元に戻すこと、法人税の累進性強化、大企業優遇租税特別措置の見直し
- 2)得税の累進性を元に戻して強化すること、金融所得の分離課税をやめること(編集者注 日本共産党が富裕税の創設を主張している)

その結果、それぞれ国税関連のみで次の金額を毎年生み出される財源として明示している。

1)不公平税制をただす会(以下ただす会)2018年 約27.3兆円(編集者注 同会はこのほかに地方税の公正改革で10.7兆円(2017年)を算出しているので合わせると約38兆円となる(社会保障財源を生む税制=2017年刊 不公平な税制をただす会編)。
2)国家公務員労働組合連合会(以下国交労連) 2019年) 約17兆円 (編集者注 法人税を元に戻したり、所得税の累進性強化については「政策課題」の領域として含まれていない)
3)日本共産党(2019年) 約17.3兆円(編集者注 日本共産党の財源提案/2017年10月4日10では約23兆円)

○国公労連の試算は公表されている統計数値を使用している。法人税率は表面税率(消費税導入前の基本税率)42%によっている。特別措置の見直しに当たっては、廃止すべきものとして次の通りの基準によっている。

- ①実状に合致しないもの
 - ②特別に優遇しているとみなされるもの、
 - ③大企業だけを優遇の対象としているもの
- 適正化すべき制度については
- ①利用の実績が大企業で、しかも実積率からみて廃止することが適切なもの
 - ②社会保障との絡みや他の制度の改定と合わせて検討すべきもの

○不公平税制をただす会の試算は

- ①費用でないものを費用にすることは認めない
- ②利益であるものを利益にしないことを認めない

税負担の公平を著しく損なわせている税制を廃止もしくは是正する
応能負担原則に基づく税率の適正化を図る
という4つの原則を掲げ

①法人税については

消費税導入前に戻す

大企業(資本金10億円以上)優遇税制の見直し

②所得税については、高額所得者・資産家優遇税制の見直し

…を重点として多岐にわたって詳細を明示している。

さらに、税の使い方について

①大型開発優先の歳出(例えば、東京外環道など三大都市圏環状道路、国際コンテナ港湾など巨大公共事業)あるいは、これらに類する不要不急の巨額の公共土建事業の見直し

②軍事費の大幅削減(例えば、思いやり予算、SACO(沖縄に関する日米政府の委員会)関連経費、米軍再編経費計3945億円(2017年度)、③政党助成金の廃止(320 億円)などの予算を削減し、格差と貧困の是正に回すべきとしている。

付録 (編集者)

不公平な税制をただす会の財源試算を中心に解説～検証する

野党の社会保障について政策に、ウラツケ財源の明示がない(日本共産党を除く)ことが国民にバラマキ感をもたせる要因になっている。編集者はこのことの重要性を考えて、岡田講師から資料情報の提供を受け、不公平税制をただす会(以下「ただす会」)の試算を中心に、納得できるまで、その計算プロセスを解説し信頼性を検証することを試みた。

同会は、1984年「公平な財源確保のための財源試算」を初めて発表し、1997年に日本租税学会の主な学者・実務家が財源試算研究会を発足させた。その後、22年にわたり、専門家的良心と知識に基づいて、税制や社会保障制度の変化に対応して、公正・公平税制改革を主張し財源(増収)試算を行い、毎年雑誌「福祉と税金」や図書に公表してきた。

「ただす会」の財源試算を中心に、計算プロセスと数字を納得できるまで克明に追求した経過と結論を付記したい。

○資料は次の通りである。

①数字は、岡田講師の講演レジュメの講演の概要最終ページ…不公平税制是正による財源試算(国税)とリンクしているが、日本共産党の試算だけは、一部編集者が別に加えた下記④の資料も参考にしている。

②2018年10月発行「社会保障財源38兆円を生む税制」=不公平な税制をただす会編

③「2018年6月発行「福祉と税金」財源はある! 税制改革の提言/同会財源試算研究会の谷川俊雄

氏の執筆記事ほか

④2019年2月発行「KOKKO」=日本国家公務員労働組合連合会／2019年版税制改革の提言/不公平税制の是正と財源(増収)試算

⑤社会保障・教育の財源試算は、「消費税によらず確保できる—日本共産党の財源提案(2017年10月4日)」

1. 大企業に対する課税公正化による増収の試算を検証する

1)法人税率を元に戻すことによる財源試算の経過(編集者注 主な数字は岡田講師の講演の概要の最終頁のものとリンクしている)

○(1988年当時の法人税率)42% - (2018年の法人税率)23.2% = 18.8%

資本金1億円超の企業の2016年の所得は約30.4兆円

したがって、財源となる増収計算は約30.4兆円×18.8% = 5.7兆円①と簡明である。

○次に引当金、(将来発生する可能性のあるリスクに対し、予めそれを予測して引当計上し利益から差し引くことができる)についてだが、特別措置によって大企業優遇とみなされる引当金が損費に計上されているから、これをいったん利益(所得)戻さなければならない。

○2018年分であれば、2016年から2017年の新たに計上された引当金に見合う所得を推計することができる。2018年のその総額は約22.5兆円に及ぶ。

○この金額にも「1988年当時の税率42% - 2018年の税率23.2% = 18.8%」を掛けると約4.3兆円となる②(もちろん2018年中に実際費出額や減額は削除されている)。

○したがって、法人税率を42%から23.2%へと元に戻すだけで、上記の①+② = 約10兆円となる。

注 日本共産党(2019年)財源試算は6.5兆円。日本国家公務員労働組合連合会(以下国交労連)2019年の試算には法人税のこの税率是正(所得税の税率回帰についても同様)は税制問題よりも政策課題でという解釈のもとに含まれていない。

2)大企業優遇の租税特別措置の公正化は法人税率を元に戻すよりも大きい

○ところが、増収が可能なのはこれだけでない。明らかに大企業を優遇す「各種引当金等特別措置」によって、所得から控除されたり、税額そのものを控除されている。

○たとえば、大企業は上場他社からの受け取り配当金については利益に算入しなくてよい(すでに、配当する会社が法人税を払っているという考え方だが、受け取る会社の利益であることに変わりがない)。

○外国子会社から受ける配当金も利益に算入しなくてよいことになっている。

○試験研究費の税額控除がある恩典は2.5兆円に上っており、企業の研究開発を促進するというのは、国にとって必要なことと考えねばならない面があるが、巨額の内部留保を貯めこむ大企業までが恩恵に預かっており、採算の取れない先端技術開発や基礎技術研究など、より重点的なものに重点をおくべきである。

○例えば以上のような「ただす会」の試算によると租税特別措置により大企業優遇の不公平税制是正による財源試算は13.5兆円となる(この項目別詳細は、前掲の財源試算表をご参照のこと)。

注 同じ対象で、国交労連(2019年)は前掲表の通り13.9兆円、日本共産党(2019年)は4兆円を計上している。

○なお「ただす会」では、現在法人税率が、所得税のような累進税率になっておらず定率である

ことが、明らかに、「応能負担原則」に反しているとし、法人税にも累進税率の導入を主張しているが、そのことによる増収は、今回の試算には含まれていない。

○したがって、法人税関連では「ただす会 2018 年」の先述の累進税率の復活による財源約 10.0 兆円と合わせ年 23.5 兆円となる。

注 この段階で国交労連(2019 年)は前掲表の通り 13.9 兆円、日本共産党(2019 年)は 6.5 兆円を計上している。

2. 所得税の課税公正化による増収についての試算を検証する

1) 所得税の累進性の強化による財源試算の計算経過

○次に所得税については 1984 年には 75%であったものが、現在は 45%である。一時 37%であったものが、2007 年自公政権の時に 45%まで引き上げられたから「累進性強化」自体奇異なことではない。

○「不公平な税制をただす会」は法人税の場合とちがって、1984 年の最高税率 75%の時の税率まではさかのぼらず、消費税が導入されて所得税の肩代わりを始めた 1989 年までの最高税率 60%の時の税率まで戻す試算にとどめている。

○所得税の累進性強化も、このようにスジ道としては極めて簡明である。

しかし、日本の所得税の計算が累進課税(この累進は、税率の「累進性」という意味とは全く異なり例えば、所得 5000 万円超に最高税率 60%といっても、実際 60%の税率が適用されるのは 5000 万円を超える金額に対してあり、5000 円未満の所得に対しては、各所得ランクの税率を掛けて累計されるという意味)である。財源計算はこの点からも膨大な作業が必要となる。

○この累進課税計算のからくりや次に述べる金融所得分離課税によって、所得 100 億円超の実質税率は 16.4%「300 万円超の 20%よりも低い」という驚くべき事実が報告されている(「福祉と税金誌」2018 年号 P57/大企業と高額所得者に対する税率是正」谷川俊雄)

○「ただす会」の試算対象は、消費税導入の 1889 年当時と比べて所得税率、5%以上の低減がある 2016 年の所得が 2000 万円超の階層を対象とし、約 1.2 兆円の財源を算出している(2016 年現在、所得 2000 万円以上は約 29 万人で全体の 4.6%。したがって、この案では中産層や富裕層と目される人たちを含む約 95%は増税されず、福祉面で恩恵を得ることに繋がる)。

注 国交労連(2019 年)は、本件は税制問題よりも政策課題でという解釈のもとに算出せず、日本共産党(2019 年)は約 1.9 兆円

2) 金融所得の総合課税化による財源試算を検証する

○上記の税率是正以外に、「ただす会 2018 年」がその不公平を強く指摘して、多額の財源試算をするのは、利子取得、株式配当、土地の譲渡取得、有価証券譲渡益の分離課税を所得として一元化し総合課税をすることである。

○いうまでもなく、所得税は所得の大きさに対して、納税者の総合的負担能力に応じて累進税率を適用して課せられるべきものである。ところが現行税制は、上記の所得につて分離して、たとえば、どれだけ巨額であっても、納税者が総合課税される場合の税率よりも低い一定率によって税金を納めればよいことにしている。例えば、金融商品から生じる配当や利子は 15% (ほかに住民税が 5%、計 20%) というように、分離分について何億円の所得があっても所得 330 万円超の税率見合いのままなのである。これは明らかに著しい逆累進性であって、先述の所得 100 億円超の実質税率は 16.4%「300 万円超の 20%よりも低い」という驚くべき事実もこの金融分離課税もそ

の要因である。

このようなあきらかに高額所得者優遇の不公平税制に対し、怒りの声が上がらない方が不思議である。

○「ただす会」は、企業の支払い配当額や、国税庁年報の「申告所得税の実態」などから、上記分離項目個々について、所得ランク別に総合合算所得を推計し、この金額に「所得税率と分離課税の税率の差」を掛け合わせて財源を割り出している。

○その金額は一部税額控除を加え、ただす会 2018 年で約 1.9 兆円である。

○ただす会の財源試算は、上記のほかに地方税の不公正な特例廃止による増収の約 10.7 兆円 (2017 年)を加えると約 38 兆円に達する (社会保障財源38兆円を生む税制)=不公平な税制をただす会編)

注 1. 国交労連 2019 は約 3.0 兆円、日本共産党は 1,2 兆円(日本共産党の財源提案 2017 年)

注 2. 以上の法人税関連や所得税関連以外に、日本共産党は富裕税、環境税、為替取引税の創設によって約 2.7 兆円の財源試算をしている。他の政党も例えば、利益を上げている国でほとんど納税していない巨大 IT 企業に対する公正課税、企業の内部留保に対する課税などを主張している。

注 3. 安心社会保障改革の財源は、公正税制改革による以外、①社会保険料の逆進性の見直し、②膨大な (約 170 兆円) の年金積立金の適正金額化、③防衛費の削減、④利権がらみの公共投資をやめる、⑤歯止めのある (インフレを起こさない国債の発行)、⑥消費・景気の拡大による増収増加など、ほとんど現政権ではなしえないことがたくさん存在する。

3) 財源(増収)試算を検証して

①3つの試算の概観する

毎年生み出すことが可能とする財源試算総額の 3 つの金額について、それぞれの金額は、一様ではないが税制改革の力点や優先順位の戦術的相違、法制改革と政策課題の認識の差であって、目指すものは一致しており、この 3 つの試算 (下記) を参考、活用して公平・公正税制改革が大いに前進することを望みたい。

1)不公平税制をただす会 (2018 年) は約 27.3 兆円(同会はこのほかに地方税の公正改革で 10.7 兆円 (2017 年)を算出している)、合わせると約 38 兆円となる (社会保障財源を生む税制=2017 年刊不公平な税制をただす会編)。

2)国家公務員労働組合連合会 (2019 年、国税のみ) 約 17 兆円 (法人税を元に戻したり、所得税の累進性強化については「政策課題」の領域として含まれていない)。

3) 日本共産党(2019 年、国税のみ)約 17.3 兆円 (日本共産党の財源提案/2017 年 10 月 4 日 10 では約 23 兆円)

②財源(増収)金額が意味するもの

毎年もたらされるこの財源によって消費減税が可能となるのは明らかだが、社会保障のどのアイテムにどれくらい必要となるのか、については、「第 7 回学習会「全世代型社会保障」を斬る～安心できる社会保障を (伊藤周平教授)」を待ちたいが、下記に掲げた数字と照合しても、「安心できる社会保障」が市民と野党が一致協力すれば、バラバラでなくバラマキでなく国民的合意を得ることは大いに可能である。

- 消費税の18年税込総額が17.7兆円である。
- 今回の消費増税による税収増（約5兆円、軽減策差し引き約2.5兆円）が99%の庶民を苦しめる。
- 2018年度の個人負担保険料総額が33兆円（厚生労働省）
- 2013～2019年の7年間に、社会保障の給付額の削減が約4.3兆円（2018年2月発行／国家公務員労働組合連合会情報誌）
- 政府が調整に入っている75歳以上の医療費負担を1割から2割に引き上げる歳費増は年0.8兆円（厚生労働省の試算）
- 社会保障費総額の自然増（主に対象者の高齢化による）の総額が2020年5300億円程度（この金額を上限とする概算予算要求を閣議了解）。団塊世代が75歳になり始める2022年で、約7000億円程度（慶応大学土居丈朗教授）
- この5年間で資産が1億円以上の富裕層の金融資産が約188兆円から約60%増の111兆円も増えて299兆円に達している（野村総合研究所/2018年12月18日/ニュースリソース）。また企業の内部留保も、2012～2017年の5年間で333兆円か92兆円増え425兆円に達している（財務省「法人企業統計2018年」）。

③結論と現実的な課題について

3つの財源試算を解説～検証して結論として強く思ったことがある。それは…

「真に99%の人たちの立場に立った政権を選べば、公正な税制改革や財政支出そうして税収増加によって、日本が高福祉・好経済国家となることが可能であること。同時にそうしなければ、1%の人たちにとっても経済がいきづまること」。

しかし、岡田講師も質疑応答で答えているように、国民の理解と信頼、官僚・企業家・富裕層・中間層からの抵抗をどのようにして和らげ、さらに大方の支持をえるか、国民的合意に達することができるのか、ということは今回のテーマにつながる重要な課題である。

また、税制改革は政権獲得と同時に実現することは不可能である。当然のことながら、つなぎ資金としてなど歯止めのある国債発行が必要となる。現政権は2019～2020年に大幅な赤字国債を発行しようとしているが、その中身が決定的に違う。「社会保障財源を生み、格差を是正し、消費と景気を拡大する」（今回の学習会のテーマの）点で。

④「バラバラ」でなく「バラマキ」でなく！

述べてきたように、財源試算の筋道は極めて明快で疑う余地がない。しかし、資料と作業プロセスはまことに膨大で（先に述べた参考資料に掲載しているように）、専門家集団の知識や手数の動員が不可欠である。

連日の新聞で、自公政権の庶民のためとはとても思えない税制や社会保障の改革が、切り抜きがちまち分厚い束になるように報じられているのに対し、野党の関連の政策は全くといってよいほど報じられない。それぞれの政党が選挙公約として優れた項目を掲げているのに拘わらずである。これでは勝負にならない。野党連合が「バラバラ」でなく力を合わせてプロジェクトチームでもつくり、3つの試算に並ぶ、あるいはそれ以上の信頼性の高い財源試算を公示し、「バラマキ感」を一掃することを望む。

III 質疑応答と締めくくり

■質問 公正税制改革の国民的合意を得るには？

法人減税や所得税の累進性をもとに戻すだけでも、大企業や富裕層からの強い抵抗が予想されます。また中間層を巻き込まなければ選挙には勝てません。彼らに理解を求め、協力をさせる方策を含む税制改革があり得ると思いますが、それがどういうものになるのか？(類似の質問が多数あった)

回答 税制を変えるには、「税金を何に使うのか」一見わかるプラスを打ち出せ！

大変重要な問題です。おそらく税制だけで実現するというのは大変難しいです。税をどのように使っていくのか。それが国民生活にとって、見ていてわかるようなプラスとなる材料を出す。そのことによって初めて、やっと負担が受け容れられると思います。実はアメリカの IRS(アメリカ合衆国内国歳入庁)に 2 回行って分かったことは、日本の税務行政は世界でも強固なものと言っていると思います。

難点を言えば、コップの中の正義みたいなところがあって、10 万円誤魔化すのも悪いことで、1 億円誤魔化すのも悪いこと、両方悪いことだという理論がまかり通ってしまう世界ではあります。しかし一面では、正義を実現しようとする点が存在するので、国民がある程度それを受け入れてしまっている。そこで問題は税の使い方にもあると思います。

「この政党・この政権だから」という信頼感が何よりも！

中間層にいきなり重税を求めると、これはすぐに批判が出てくる。そうわかっていますので、そういう意味から段階を踏む必要があるかと思います。特に政権が変わった時には、大きな目玉が必要です。民主党政権が出来た時には、準備が出来ていなかった。今度はしっかり準備してかかるということが大事ではないかと思います。

要は、一つひとつの策や改革についてではなく、「この政党、政権が言うのだから大丈夫」という信頼感が何よりも必要と思います。

■質問 消費税を元に戻せるか？物品税の可否は？

消費税は元に戻せないか。食品 8%、日用品 10%と分けられるのはおかしい。5%が良い。政権が交代したら、本日の講演内容は実行されるのでしょうか？

同じように消費税を廃止して、物品税を復活すべきと考えるが、難しいとすればどの点ですか。生活必需品は非課税とする。出来ないとすればその理由は？

またポイント還元や軽減税率など、複雑な政策が取られています。これはわざと複雑にして、8%~5%の減税後戻り防止策とも言われていますが、ポイント還元期限切れの 6 月、またその後で消費減税と軽減税率廃止をしなければなりません。技術的にそれはかなりな困難を伴うものではないでしょうか。

回答 代替財源の手当てさえあれば、消費税を元に戻すのは簡単

消費税を元に戻せるか。つまり 9 月末の状態にする、あるいは平成 25 年 3 月の時点の 5%の状態にする。これはやっていたことですので、戻すのは簡単です。戻した時の税収の財源を何でカバーするのか。その手当が必要です。それが問題ですが手当さえ出来ていれば問題はない。

物品税はやり方次第

消費税を廃止して物品税をかける場合に、何に物品税をかけるのか。非課税をつくるというよりは限定的に何に課税するのかを明確にしておく。その時に昔は奢侈品と言いましたけれども、その時に何を奢侈品とみるか。贅沢品なのかとするのが大事です。

インボイスで二重の縛り 税務のデジタル化に注意を！

この30年でいろんなことが変わっていきまして、日本の事業者、特に個人事業者の帳簿を付ける能力は非常に高まっております。そういうベースがあるので、出来ると思います。ただ今回は帳簿法式を残したままインボイス（税金計算のベースとなる証票）を入れました。

日本は帳簿でやっている。そこにインボイスを入れる必要はなかった。それなのに今回入れたのは、税率が10%と8%に分かれるからという理由です。しかしこれによって帳簿も付けて、インボイスもいるという二重の縛りをかけたこととなります。その意味からすると、事業者にとっては非常に厳しい政策になったということは言えます。

もう一つ考えていただきたいのは、社会のデジタル化と言われている問題と絡むものです。今度の10月から施行された消費税法ではインボイスについて、電子インボイスを使うということを前提に法律が出来ています。大企業は基本的にこれで動きます。

今回大法人については強制的に電子申告させることになりました。これによっていよいよデジタル化が税の面でも一気に進む方向に流れが出来ていきます。キャッシュレスと言われている、電子の形でそこに踏み込むという入り口になる。その餌としてポイントというモノが出てきますが、今回は消費税の増税を進めると同時に、ポイント還元をさせながら、物事がデータ化してものごとが動いていく。そういった世界に移行していくということを注意していく必要があります。

■質問 消費税は中小企業いじめではないか？！

①消費税増税だけでは飽き足らず、中小零細企業いじめとも取れる外形標準課税（外形から客観的に判断した課税ベースにより税額を算定する）の位置付けと人件費を計上出来ない消費税の位置付けをどうとらえたら、中小零細企業は生き残れるのでしょうか。

回答 消費税は赤字でも課税する売上税 消費者だけでなく中小企業いじめ！

事業者いじめになっているというのはその通りです。ただ消費税の仕組みに関して言えば10%でも8%でも、事業者に関して言えば10%で仕入れて8%で売ろうと、8%で仕入れて10%で売ろうと、プラス・マイナスの損得はないはずですが。なぜそう言えるのか、転化がちゃんとされている限りではそうです。転化が出来なくなるとそれが崩れていくということになります。

最終的に消費者が負担することを予定した税金ですが、来年の3月で全部が総額表示になります。買い物をする時には、いくら払えばいいのかがパッとわかるのは、便利ですが。しかし消費税がわからなくなってしまう。これは一つの大きな議論になって来ます。

消費税の税の計算の仕組みは、所得税や法人税は、収入・売り上げから(仕入れなどの)経費を引いて所得が出ます。この所得に税率をかける。消費税は似た計算をするのですが、売り上げにいきなり税率を掛ける。その後仕入れ税額控除で差額を納税するというつまり売上税なのです。利益があるかないかにかかわらず売り上げにかけるというわけです。

滞納第一位の消費税 収益面・事務面、二重三重に中小企業を苦しめる！

中小企業で帳簿を残していないとなったら、仕入れ税額控除を否認できるという規定がありまして、帳簿や請求書が保存していない場合や、あっても見せなかった場合はなかったものとして否認していいという判決が出ています。大変厳しいものになっている状況です。

インボイスもとなりますと、帳簿に加えて両方保存となりますので、事業者にとっては大変厳しいものになるだろうと思います。これはそもそも付加価値税で、人件費はそこから外されるというのが、この制度の大前提です。価格転化が出来る限りにおいてはプラスマイナスゼロですので、事業者には全く損得はないはずの税金です。そのはずですが、現実にはそうはならない。

結局利益のなかから消費税を負担していくとならざるを得ないということが起こる。滞納の第一位は消費税で、滞納税額の全体の種類の内、ほとんどの半分は消費税という状態です。これが10%になると、さらに増える。その意味から中小零細企業から声を上げていくことが必要です。

■質問 高齢者いじめではないか？！

年金が減らされて先送りされ、しかも2千万円貯金がないと暮らして行けないという発表がありました。2千万円預貯金があると介護保険金がカットされる。この仕組みは崩せないのでしょうか。土地は持っていてもカットされない、等々、ケースバイケース的な差別を感じます。

回答 与党の政策がお年寄りに厳しい！ 将来不安の若い人を巻き込み強く反対を！

年金など社会保障の問題は税金だけの問題ではないので、社会保障の制度をどうするか。医療・年金・介護。すべてそうですが、制度自体をどうするか、この点に大きく関わってくるものです。

今の与党の社会保障政策はお年寄りに厳しいものがあります。これは本当に気を付けていかなければなりません。何とか団結して、行動しないと社会保障はまさに危機的状況にあります。

あとに続く世代も、誰しも年を取りますので、違う世代も巻き込んだ運動を作らないといけません。お年寄りのなかに資産家が多くいるのは事実です。そこを口実に年寄にもっと金を吐き出させろということなのです。このようなことは、基本的に強く反対せねばなりません。

■質問 給付つき税額控除の長短は？

複数の野党が給付つきの税額控除を訴えています。これについてのメリット・デメリットについて教えてください。

回答 税金がかからない上に還付あり

今、税額控除は計算上、たとえば税金計算で所得控除をする場合、150万円の所得に対して医療費が200万円だとしたら、38万円の基礎控除を合わせてもマイナスで、そこに税率をかけてもゼロですから、税額控除もゼロとなります。これをマイナスできるようにしてほしいということです。

10万円税額控除があったら、払う税金はゼロですが、10万円がマイナスになって、この10万円が還付される。このような税金の申告の形を取って、税金はゼロでかからない上に、給付のお金は還付するという仕組みです。しかし、これを制度化するためには、みんなが申告をするということになる。

そこで電子の形にすればすべてに都合がいい。そう考えてのことではないかとは思いますが。電子化がいいのか悪いのか。これはまた別な判断があるかとは思いますが、電子化が進むとそういうことが可能になって来るということです。

■質問 3つの財源試算について

安心社会保障のための3つの財源試算（①不公平税制をただす会、②国家公務員組合連合会、③日本共産党による）を取り上げておられます。簡単には説明困難とは思いますが、いくつかのポイントについてご説明ください。

回答 一定の配慮をしつつ庶民のための大ナタをふるえ！

基本的に貧富の割合の格差を是正する方向にするような税制を行って、その結果として財源が生まれ消費も拡大するというスジ道が大事です。

大企業は放っておいても自分で何とかしていくという道はいくらでも作れるので、それよりは一般の国民の側に向かってプラスになる施策を作っていくことが第一の選択として求められていると思います。

税の仕組みということでは、租税特別措置というものがあって、そこには「一体これは、なんだらう？」と疑問に思うものがいろいろあって、それは一つ一つ消していくことが求められるかと思えます。それぞれ利権が絡んでいます。そこに強い抵抗が予想されますが、単純にズバツと切るというのも一つの方法ですが、必ず含まれているいい部分も切ることになる。そういうことは断行したあとから浮上しますので、一定の配慮はしつつ、大鉈を振るうということです。

くらしのための「お金は出てきますよ」

国家公務員組合連合会の試算と不公平税制をただす会がやったものは同じベースで計算をしていますが、数字が違って来ています。項目ごとにどの程度切り込むか、その判断で数字が変わってきているわけですから、ここは政治の判断になる。そう考えます。そこに向けて我々の声をどのようにぶつけていくのか。そこにかかって来ることとは思いますが。

社会保障についてはひとつひとつをどのように構築するのか、設計するのかわけでなく、これに見合った財源をどこから集めるのかのウラツケがなければ、バラマキとなって国民は信用してくれない。これについては、3つの財源試算が示すように不可能ではなくて、「お金は出てきますよ」ということが今日の一番の話だったという風にご理解いただければと思います。

■鈴木（司会）

皆さん、今日の学習によって、早く政権を変えねばと思われたと思います。今回の税制をテーマにした理由は、払える人に払ってくださいという税制を行うということが、政権が代わったら本当に出来るのだろうか？ どうやったらいいのだろうか？ その辺りをお伺いしたかったというところが、その気持ちです。

それに対して、先生は「政権が信頼されることが大事だ」とおっしゃいました。これは「一本取られたな」というところですが、しっかりした政権をつくるということが前提です。テクニカル的な問題はいろいろあるでしょうけれども、信頼される政権をつくるということが大事で、そのために私たちがすべきことは「野党をしっかりさせていく」ということ。そして中身も作っていくという、この2点です。勉強会を引き続きやって行きましょう。

質疑応答できなかった意見・質問から

(類似する質問・意見については省略させていただいています)。

○安倍政権に代わる平和とくらし優先の反緊縮・福祉国家を目指す連合政権（単独政党ではムリ）を安定的に樹立するため、次のプロジェクトで今から共同研究を始めてほしい。

①安保法制を廃止し、日米地位協定を見直しに取り組むプロジェクト

②日米同盟を東アジア平和共同体へ転換していく検討 PT

③不公平税制改革 PT

④中小企業育成 PT

⑤農林・水産業再生 PT

⑥民主党政権がなぜ失敗したのかの教訓共有化 PT

○新自由主義に対するオルタナティブは何か、を確立する必要がある

○引き続きこのフォーラムを続けてください。チラシ配布、ネット拡散など応援します。

(メールアドレス・電話番号入り)

○①総合課税は絶対に必要です

②法人税の最高税率引き上げと累進税率も必要であると同時に特別措置を廃止・縮小することによる課税ベースを拡大しなければならない。

③所得税の超過累進率の最高税率も 70%以上に引き上げる。

④住民税にも累進税率を導入すべきだと思う。

⑤タックスヘイブン対策の国際的な取り組みを急ぐ必要がある。

⑥消費税は廃止する（物品税を復活）のが望ましいが、残る場合でも輸出戻し税は絶対廃止すべきである。

⑦グローバル企業に対する課税（デジタル税）も早急に取り組む必要がある。

○歯切れのよい話でした。ただし、私たちは税金の話をほとんど理解できていないことが分かった。再度今日の講演の動画を見て学びたい。

○今日の税制のお話しは大変いい内容であったが、盛りたくさんのため最後が飛ばし気味だったのは残念です。このテーマは 1 回限りではもったいないので、別の角度でもよいので、再度「税制と社会保障」をテーマにしたセミナーを計画していただきたい。その際野党議員からの意見も聞きたい。

○①所得税と住民税の計算期間を同一期間にすべきである(現行だと無収入になっても納税しなければならないことが起こる)。

②生活保護の運用を変えてピンチ(たとえば病気・リストラ…。早く治ればまた納入できる(英・独・オランダなどがこのシステム)

自営業や研究者を再起不能とするような資料や工具の売却を条件とはしない(省令のみで変えられ

- る)
- ③20 歳以上の本科生科目履修学生にも奨学金・交通学割を適用する。技術立国日本を維持するために。
 - ④全国に無料 Wifi を。郵便・データ通信・電話が一定量までは無料に。
 - ⑤全国の「病気・症状別」「死因別」の数を毎月 Web で公開。これにより疫学研究が万人に可能となる。特に、福島中心の「甲状腺がん・白血病・心臓病など放射線の関係を隠せなくなる。
 - ⑥各電力会社の各施設の発電量・送電料・通電量・燃料消費量をリアルタイムで Web 公開させる。本当に「原発送電用」と「満杯」のフリかどうか明らかにして「接続拒否」を防げる。
 - ⑦地熱発電を推進する。原発推進派が涸れたらどうするのかと脅しているが、地区によって熱・水の深度が異なる。
 - ⑧揚水発電所を太陽光発電の「蓄電」に用いる。これからは「夜電力は安い」から「晴天で安い」に変わる。

○グラフが小さすぎてよめない。HP などでもわかるようにしてほしい。

(編集者より)ご不便をおかけして相済みません。検討の結果申し訳ありませんが、著作権の問題あり対応が困難ということになりましたのでご諒承くださいますようお願いいたします。

○本日のテーマに即したお勧めの租税論の専門家の論文・図書があれば教えてください。

○①非居住者＝外国法人の日本国内源泉所得(利益)に対する課税をどう確保するか？

②タックスヘイブン対策は？(類似の意見複数)

③相続税・贈与税が納税回避、乃至は脱税されているように思われますが、いかがですか？

④消費税をやめて、奢侈品物品税へ移行せよという私の以前からの主張をフォローいただき感謝します。

○①租税特別措置がどれだけ、税金逃れになっているか、本を書いてください。

②公平な税負担は、応能負担であるべきですが、ウソをつく政府の下で、そのことを国民に認識させるにはどうすればよいのでしょうか？

○10 月 22 日付朝日新聞では消費増税に納得が 54%、負担感は重くなっているが 45%、いないが 52%と出ていた。しかし、子育て世代が貧困に陥って格差社会になっているという現実がある。消費税がなし崩し的に増税され、しかも国民一人当たりの借金が 800 万円を超えています。でも低所得者への負担軽減は急務です。したがって、低所得者の軽減税率はとりあえずゼロであるべきで、他のご論者時間をかけておこなうべきだとおもいます。

○MMT、ベーシックインカムをどう考えるか？

○長期国債の利率は上がったら大変ということでしたがそれは、借換債を発行する場合ではないでしょうか？